

議案第 4 号

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例 (平成 1 7 年淡路市条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

	円	円	円
	4 , 4 1 0	4 , 4 1 0	4 , 9 5 0
	2 , 2 0 0	2 , 2 0 0	2 , 7 5 0
売上高の 3 % 以内			
1 時間につき	1 , 1 0 0		
1 時間につき	1 , 1 0 0		
1 時間につき	1 , 1 0 0		

」

を

「

	円	円	円
	4 , 6 2 0	4 , 6 2 0	5 , 1 9 0
	2 , 3 1 0	2 , 3 1 0	2 , 8 8 0
売上高の 3 % 以内			

1時間につき	1,150
1時間につき	1,150
1時間につき	1,150

に改める。

別表第2中

「

円	円	円
700	630	350
300	270	150
250	220	120

を

「

円	円	円
730	660	360
310	280	150
260	230	120

に改める。

(淡路市岩屋温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市岩屋温浴施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第101号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

区分	利用料金(1人1回につき)
大人(12歳以上)	730円
小人(3歳以上12歳未満)	410円
乳児及び幼児(3歳未満)	無料
高齢者(65歳以上)	620円
身体障害者等	620円
大人回数券(11枚つづり)	7,330円
小人回数券(11枚つづり)	4,190円
高齢者回数券(11枚つづり)	6,280円
身体障害者等回数券(11枚つづり)	6,280円
年間利用券	
大人	62,850円
小人	41,900円

高齢者	52,380円
身体障害者等	52,380円
半年利用券	
大人	34,570円
小人	23,040円
高齢者	28,280円
身体障害者等	28,280円

備考 「身体障害者等」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを有している者をいう。

(淡路市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 淡路市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第116号)の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に改める。

(淡路市北淡総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 淡路市北淡総合福祉センター設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第121号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,050円」を「1,100円」に改める。

(淡路市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 淡路市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第146号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

病室使用料	1人部屋	1人1日	3,150円
	2人部屋	1人1日	2,100円
	4人部屋	2人1日	1,890円
			無料
		ただし、付添人がベッドを使用するときは、1日につき210円を加算する。	
証明書料		1通につき2,100円	2通目以降1,050円
普通診断書料		3,150円	1,570円
健康診断書料		2,100円	1,050円
交通事故診断書料		3,150円	1,570円
死亡診断書料		5,250円	2,620円
死体検案書料		7,350円	3,670円

を
「

病室使用料	1人部屋	1人1日	3,300円
-------	------	------	--------

2人部屋	1人1日	2,200円
	2人1日	1,980円
4人部屋	無料	
ただし、付添人がベッドを使用するときは、1日につき220円を加算する。		
証明書料	1通につき	2,200円
普通診断書料	"	3,300円
健康診断書料	"	2,200円
交通事故診断書料	"	3,300円
死亡診断書料	"	5,500円
死体検案書料	"	7,700円
	2通目以降	1,100円

に、
「

2 kmまで	210円
以下1 km増すごとに105円加算。ただし、合計額で10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。	

を
「

2 kmまで	220円
以下1 km増すごとに110円加算。ただし、合計額で10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。	

に改める。

(淡路市津名産地直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 淡路市津名産地直売所の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第150号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,570円」を「2,610円」に改める。

(淡路市岩屋温泉管理条例の一部改正)

第7条 淡路市岩屋温泉管理条例(平成17年淡路市条例第154号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

60 m ³ 以下	12,528円	118円80銭
35 m ³ 以下	7,776円	118円80銭
27 m ³ 以下	6,264円	118円80銭

15 m ³ 以下	3,564円	118円80銭
20 m ³ 以下	4,320円	118円80銭
20 m ³ 以下	4,320円	118円80銭
5 m ³ 以下	896円40銭	118円80銭
15 m ³ 以下	3,564円	118円80銭

を
「

60 m ³ 以下	12,760円	121円
35 m ³ 以下	7,920円	121円
27 m ³ 以下	6,380円	121円
15 m ³ 以下	3,630円	121円
20 m ³ 以下	4,400円	121円
20 m ³ 以下	4,400円	121円
5 m ³ 以下	913円	121円
15 m ³ 以下	3,630円	121円

に改める。

別表第2中

「

64円80銭	97円20銭	129円60銭	356円40銭
--------	--------	---------	---------

を
「

66円	99円	132円	363円
-----	-----	------	------

に改める。

(淡路市一宮温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 淡路市一宮温泉施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第155号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

「

700
400
無料
600
600
7,000
4,000

「

730
410
無料
620
620
7,330
4,190

6,000
6,000
60,000
40,000
50,000
50,000
33,000
22,000
27,000
27,000

を

6,280
6,280
62,850
41,900
52,380
52,380
34,570
23,040
28,280
28,280

に改め、

同表第2項の表中

「

11,550円以内	宿泊室の会議等による利用料金は3時間以内2,420円/回とする。
-----------	----------------------------------

」

を

「

12,100円以内	宿泊室の会議等による利用料金は3時間以内2,530円/回とする。
-----------	----------------------------------

」

に改め、同表第4項の表中

「

4,850	4,850	6,060
1,210	1,210	1,510
2,420	2,420	3,025
2,420	2,420	3,025
2,420	2,420	3,025

」

を

「

5,080	5,080	6,340
1,260	1,260	1,580
2,530	2,530	3,160
2,530	2,530	3,160

2,530	2,530	3,160
-------	-------	-------

に改める。

(淡路市東浦温泉供給条例の一部改正)

第9条 淡路市東浦温泉供給条例(平成17年淡路市条例第156号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,040円」に改める。

(淡路市北淡自然休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 淡路市北淡自然休養村センターの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第158号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

4,200	3,860	3,360	3,020
500	500	340	340

を

「

4,400	4,040	3,520	3,160
520	520	350	350

に改め、同表備考1中「500円」を「520円」に、「1,000円」を「1,040円」に改める。

(淡路市北淡運動広場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 淡路市北淡運動広場施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第7条中「次の使用料を」を「別表に定める額(消費税相当分を含む。)を使用料として」に改め、同条各号を削る。

第16条第2項中「第7条」を「別表」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第7条、第16条関係)

区分	単位	使用料
市民	1時間につき 1コート	880円
市民外	〃	1,760円

備考

- 1 使用料算定の基礎となる利用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 「市民外」とは、市内に住所を有しない者、市内の学校に在学して

いない者又は市内の事業所に勤務しない者をいい、これらの者が半数以上を占める利用の場合の使用料は、市民外の使用料の欄に定める額とする。

(淡路市北淡体験農業実習館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 淡路市北淡体験農業実習館の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第161号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

「

4,200	3,860	3,360	3,020
500	500	340	340

」

を

「

4,400	4,040	3,520	3,160
520	520	350	350

」

に改め、同項の表備考1中「500円」を「520円」に、「1,000円」を「1,040円」に改め、同表第2項の表中「1,100」を「1,150」に改める。

(淡路市地域総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 淡路市地域総合センターの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例163号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

2,200	2,200	3,300
1,100	1,100	1,650
1,100	1,100	1,650
1,100	1,100	1,650
1,100	1,100	1,650

」

を

「

2,300	2,300	3,450
1,150	1,150	1,720
1,150	1,150	1,720
1,150	1,150	1,720
1,150	1,150	1,720

」

に改める。

(淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第164号)の一部を次のように改正する。

別表中

700円		730円	
400円		410円	
無料		無料	
600円		620円	
600円		620円	
7,000円		7,330円	
4,000円		4,190円	
6,000円		6,280円	
6,000円		6,280円	
	を		に改める。
60,000円		62,850円	
40,000円		41,900円	
50,000円		52,380円	
50,000円		52,380円	
33,000円		34,570円	
22,000円		23,040円	
27,000円		28,280円	
27,000円		28,280円	

(淡路市婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 淡路市婦人の家の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第165号)の一部を次のように改正する。

別表中

円		円	
310		330	
210	を	220	に改める。
210		220	
105		110	

(淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

「

円	円	円	円
	5,000	5,500	6,000
	3,900	4,400	5,000
4,200	5,000	5,500	6,000
3,200	3,900	4,400	5,000

」

を

「

円	円	円	円
	5,230	5,760	6,280
	4,080	4,610	5,230
4,400	5,230	5,760	6,280
3,350	4,080	4,610	5,230

」

に改め、同項の表備考1中「500円」を「520円」に、「2,000円」を「2,090円」に改め、同項の表備考2中「500円」を「520円」に改め、別表第2項の表中

「

円	円
1,260	1,320
630	660

を

」

に改める。

」

(淡路市東浦農林漁家高齢者センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
第17条 淡路市東浦農林漁家高齢者センターの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円
310	330
210	220
210	220

を

」

に改める。

」

(淡路市一宮農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第18条 淡路市一宮農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第178号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円
1,210	1,700
1,210	1,700
1,820	2,540
1,210	1,700
1,210	1,700
610	850

「

円	円
1,260	1,780
1,260	1,780
1,900	2,660
1,260	1,780
1,260	1,780
630	890

を

に改める。

」

」

(淡路市農村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 淡路市農村広場の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第179号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき 420円	(1) 全灯の場合 1時間につき 3,300円
1時間につき 840円	(2) 半灯の場合 1時間につき 1,650円
1日につき 22,050円	1コート1時間につき 660円
1コート1時間につき 840円	
1コート1時間につき 1,680円	

」

を

「

1時間につき 440円	(1) 全灯の場合 1時間につき 3,450円
1時間につき 880円	(2) 半灯の場合 1時間につき 1,720円
1日につき 23,100円	1コート1時間につき 690円
1コート1時間につき 880円	
1コート1時間につき 1,760円	

」

に改める。

(淡路市漁港管理条例の一部改正)

第20条 淡路市漁港管理条例(平成17年淡路市条例202号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

	3,900円
	4,100円
4,100円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに150円を加算した額	

」

を

「

	4,080円
	4,290円
4,290円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに150円を加算した額	

」

に改める。

(淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第206号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号の表中

「

1㎡当たり	4,110円
1㎡当たり	4,110円
1㎡当たり	3,080円

」

を

「

1㎡当たり	4,190円
1㎡当たり	4,190円
1㎡当たり	3,140円

」

に、同項第2号の表中「3,080円」を「3,140円」に改め、同項第3号の表中「510円」を「520円」に改め、同表第2項の表中「3,080円」を「3,140円」に改める。

別表第2中

「

1台につき	1,020円
-------	--------

1台につき	1,540円
-------	--------

を
「

1台につき	1,040円
1台につき	1,570円

に改める。

(淡路市東浦バスターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正)
第22条 淡路市東浦バスターミナルの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第210号)の一部を次のように改正する。

別表中

1個につき1年 4,020円	を	1個につき1年 4,210円	に改める。
1個につき1年 7,020円		1個につき1年 7,350円	
1個につき1年 10,320円		1個につき1年 10,810円	
1個につき1年 13,380円		1個につき1年 14,010円	
1個につき1年 3,720円		1個につき1年 3,890円	

(淡路市松帆アンカレイジパークの設置及び管理に関する条例の一部改正)
第23条 淡路市松帆アンカレイジパークの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第296号)の一部を次のように改正する。

別表中

円	を	円	に改める。
420		440	
210		220	
1,890		1,980	
15		16	
84	88		

(淡路市休日応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 淡路市休日応急診療所の設置及び管理に関する条例(平成18年淡路市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1通につき	3,150円	2通目以降	1,570円
1通につき	3,150円	2通目以降	1,570円
1通につき	5,250円	2通目以降	2,620円
1通につき	7,350円	2通目以降	3,670円
1通につき	2,100円	2通目以降	1,050円

」

を

「

1通につき	3,300円	2通目以降	1,650円
1通につき	3,300円	2通目以降	1,650円
1通につき	5,500円	2通目以降	2,750円
1通につき	7,700円	2通目以降	3,850円
1通につき	2,200円	2通目以降	1,100円

」

に改める。

(淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例(平成18年淡路市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

使用料 (1か月につき)		敷金		備考
1㎡当たり	3,150円	1㎡当たり	9,450円	
1㎡当たり	2,100円	1㎡当たり	6,300円	
1㎡当たり	1,155円	1㎡当たり	3,465円	
1㎡当たり	1,050円	1㎡当たり	3,150円	

」

を

「

使用料 (1か月につき)		敷金	
1㎡当たり	3,300円	1㎡当たり	9,900円
1㎡当たり	2,200円	1㎡当たり	6,600円
1㎡当たり	1,210円	1㎡当たり	3,630円
1㎡当たり	1,100円	1㎡当たり	3,300円

に改め、同表第2号の表中

使用料	備考	を	使用料	に改め、
157,770円			165,280円	

同表第3号の表中「520円」を「550円」に改める。

(淡路市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第26条 淡路市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成21年淡路市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「400円」を「410円」に改める。

(淡路市淡路ワールドパークONOKOROの設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第27条 淡路市淡路ワールドパークONOKOROの設置及び管理に関する条例(平成24年淡路市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

2,000	を	2,090	に改める。
1,000		1,040	

別表第2中

1人1回につき	500
1人1回につき	500
1人1回につき	500
1人1回につき	500
利用面積1平方メートルにつき1日	100
1人1日につき	2,400
1回1日につき	40,000
1回1日につき	80,000

を

1人1回につき	520
1人1回につき	520
1人1回につき	520
1人1回につき	520
利用面積1平方メートルにつき1日	

	1 0 0
1人1日につき	2,510
1回1日につき	41,900
1回1日につき	83,810

に改める。

(淡路市室津ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 淡路市室津ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成28年淡路市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「第9条、第15条関係」を「第6条、第12条関係」に、

円	円	
200	210	
200	210	
200	210	
300	310	を
300	310	
500	520	
500	520	に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第7条を除く。)による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金、使用料、手数料、費用、利用料又は入園料について適用し、同日前の利用に係る利用料金、使用料、手数料、費用、利用料又は入園料については、なお従前の例による。

3 第7条の規定による改正後の淡路市岩屋温泉管理条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、改正後の条例第19条の規定により、平成31年11月分として算定した使用料から適用し、同年10月分として算定した使用料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の淡路市岩屋温浴施設の設置及び管理に関する条例別表の規定、第8条の規定による改正前の淡路市一宮温泉施設の設置及び管理に関する条例別表の規定及び第14条の規定による改正前の淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例別表の規定に基づいて交付されている回数券、年間利用券及び半年利用券並びに第25条の規定による改正前の淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例別表の規定に基づいて納付されている敷金は、それぞれ第2条の規定による改正後の淡路市岩

屋温浴施設の設置及び管理に関する条例別表の規定、第 8 条の規定による改正後の淡路市一宮温泉施設の設置及び管理に関する条例別表の規定及び第 1 4 条の規定による改正後の淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例別表の規定に基づいて交付された回数券、年間利用券及び半年利用券並びに第 2 5 条の規定による改正後の淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例別表の規定に基づいて納付された敷金とみなす。

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
別表第1（第9条関係）					別表第1（第9条関係）				
区分	利用料金			冷暖房設備 利用料金 （1時間）	区分	利用料金			冷暖房設備 利用料金 （1時間）
	9時から 13時まで	13時から 18時まで	18時から 22時まで			9時から 13時まで	13時から 18時まで	18時から 22時まで	
観光・レクリエーション施設 多目的室 和室	円 <u>4,410</u>	円 <u>4,410</u>	円 <u>4,950</u>	円 200	観光・レクリエーション施設 多目的室 和室	円 <u>4,620</u>	円 <u>4,620</u>	円 <u>5,190</u>	円 200
観光・レクリエーション施設 レストラン 物販コーナー	売上高の3%以内				観光・レクリエーション施設 レストラン 物販コーナー	売上高の3%以内			
セミナーハウス 研修室1 研修室2 会議室	1時間につき		<u>1,100</u>	200	セミナーハウス 研修室1 研修室2 会議室	1時間につき		<u>1,150</u>	200
備考 1～4（略）					備考 1～4（略）				
別表第2（第10条関係）					別表第2（第10条関係）				
区分	入館料（1人につき）				区分	入館料（1人につき）			

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行				改 正 案			
	個人	団体	身体障害者等及び介護者		個人	団体	身体障害者等及び介護者
	円	円	円		円	円	円
大人	<u>700</u>	<u>630</u>	<u>350</u>	大人	<u>730</u>	<u>660</u>	<u>360</u>
生徒	<u>300</u>	<u>270</u>	150	生徒	<u>310</u>	<u>280</u>	150
児童	<u>250</u>	<u>220</u>	120	児童	<u>260</u>	<u>230</u>	120
備考 1～5（略）				備考 1～5（略）			

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市岩屋温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）	
区分	利用料金(1人1回につき)	区分	利用料金(1人1回につき)
大人(12歳以上)	<u>700円</u>	大人(12歳以上)	<u>730円</u>
小人(3歳以上12歳未満)	<u>400円</u>	小人(3歳以上12歳未満)	<u>410円</u>
乳児及び幼児(3歳未満)	無料	乳児及び幼児(3歳未満)	無料
高齢者(65歳以上)	<u>600円</u>	高齢者(65歳以上)	<u>620円</u>
身体障害者等	<u>600円</u>	身体障害者等	<u>620円</u>
大人回数券(11枚つづり)	<u>7,000円</u>	大人回数券(11枚つづり)	<u>7,330円</u>
小人回数券(11枚つづり)	<u>4,000円</u>	小人回数券(11枚つづり)	<u>4,190円</u>
高齢者回数券(11枚つづり)	<u>6,000円</u>	高齢者回数券(11枚つづり)	<u>6,280円</u>
身体障害者等回数券(11枚つづり)	<u>6,000円</u>	身体障害者等回数券(11枚つづり)	<u>6,280円</u>
年間利用券		年間利用券	
大人	<u>60,000円</u>	大人	<u>62,850円</u>
小人	<u>40,000円</u>	小人	<u>41,900円</u>
高齢者	<u>50,000円</u>	高齢者	<u>52,380円</u>
身体障害者等	<u>50,000円</u>	身体障害者等	<u>52,380円</u>
半年利用券		半年利用券	
大人	<u>33,000円</u>	大人	<u>34,570円</u>
小人	<u>22,000円</u>	小人	<u>23,040円</u>
高齢者	<u>27,000円</u>	高齢者	<u>28,280円</u>
身体障害者等	<u>27,000円</u>	身体障害者等	<u>28,280円</u>
備考 「身体障害者等」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを有している者をいう。		備考 「身体障害者等」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを有している者をいう。	

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第3条による改正（淡路市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行				改 正 案			
別表（第9条、第15条関係）				別表（第9条、第15条関係）			
区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料	区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料
大会議室	1時間	<u>200円</u>	100円	大会議室	1時間	<u>210円</u>	100円
備考 1・2（略）				備考 1・2（略）			

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第4条による改正（淡路市北淡総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案						
別表（第6条、第12条関係）					別表（第6条、第12条関係）						
区分	使用料			冷暖房設備使用料 （1時間）	円	区分	使用料			冷暖房設備使用料 （1時間）	円
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで		
2階 研修室（1）	1,050	1,050	1,050	100	2階 研修室（1）	1,100	1,100	1,100	100		
研修室（2）	1,050	1,050	1,050	100	研修室（2）	1,100	1,100	1,100	100		
研修室（3）	1,050	1,050	1,050	100	研修室（3）	1,100	1,100	1,100	100		
娯楽室	1,050	1,050	1,050	100	娯楽室	1,100	1,100	1,100	100		
備考 1～4（略）					備考 1～4（略）						

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第5条による改正（淡路市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																																																																																																																																																																																																																																												
別表第2（第4条関係） 使用料及び手数料	別表第2（第4条関係） 使用料及び手数料																																																																																																																																																																																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">病 室 使 用 料</td> <td>1人部屋</td> <td>1人1日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>3,150円</u></td> </tr> <tr> <td>2人部屋</td> <td>1人1日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>2,100円</u></td> </tr> <tr> <td>4人部屋</td> <td>2人1日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>1,890円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ただし、付添人がベッドを使用するときは、1日につき<u>210円</u>を加算する。</td> </tr> <tr> <td>証明書料</td> <td>1通</td> <td></td> <td>2通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>2,100円</u> <u>1,050円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">目以降</td> </tr> <tr> <td>普通診断書料</td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>3,150円</u> <u>1,570円</u></td> </tr> <tr> <td>健康診断書料</td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>2,100円</u> <u>1,050円</u></td> </tr> <tr> <td>交通事故診断書料</td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>3,150円</u> <u>1,570円</u></td> </tr> <tr> <td>死亡診断書料</td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>5,250円</u> <u>2,620円</u></td> </tr> <tr> <td>死体検案書料</td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>7,350円</u> <u>3,670円</u></td> </tr> <tr> <td>自動車使用料</td> <td></td> <td colspan="5">健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法中往診料の規定を準用して算定した額の2分の1に相当する額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>往診旅費</td> <td></td> <td>2kmまで</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>210円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">以下1km増すごとに<u>105円</u>加算。ただし、合計額で10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	種別							金額	病 室 使 用 料	1人部屋	1人1日					<u>3,150円</u>	2人部屋	1人1日					<u>2,100円</u>	4人部屋	2人1日					<u>1,890円</u>							無料								ただし、付添人がベッドを使用するときは、1日につき <u>210円</u> を加算する。	証明書料	1通		2通				<u>2,100円</u> <u>1,050円</u>								目以降	普通診断書料	"		"				<u>3,150円</u> <u>1,570円</u>	健康診断書料	"		"				<u>2,100円</u> <u>1,050円</u>	交通事故診断書料	"		"				<u>3,150円</u> <u>1,570円</u>	死亡診断書料	"		"				<u>5,250円</u> <u>2,620円</u>	死体検案書料	"		"				<u>7,350円</u> <u>3,670円</u>	自動車使用料		健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法中往診料の規定を準用して算定した額の2分の1に相当する額							往診旅費		2kmまで					<u>210円</u>								以下1km増すごとに <u>105円</u> 加算。ただし、合計額で10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">病 室 使 用 料</td> <td>1人部屋</td> <td>1人1日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>3,300円</u></td> </tr> <tr> <td>2人部屋</td> <td>1人1日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>2,200円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2人1日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>1,980円</u></td> </tr> <tr> <td>4人部屋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ただし、付添人がベッドを使用するときは、1日につき<u>220円</u>を加算する。</td> </tr> <tr> <td>証明書料</td> <td>1通</td> <td></td> <td>2通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>2,200円</u> <u>1,100円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">目以降</td> </tr> <tr> <td>普通診断書料</td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>3,300円</u> <u>1,650円</u></td> </tr> <tr> <td>健康診断書料</td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>2,200円</u> <u>1,100円</u></td> </tr> <tr> <td>交通事故診断書料</td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>3,300円</u> <u>1,650円</u></td> </tr> <tr> <td>死亡診断書料</td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>5,500円</u> <u>2,750円</u></td> </tr> <tr> <td>死体検案書料</td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>7,700円</u> <u>3,850円</u></td> </tr> <tr> <td>自動車使用料</td> <td></td> <td colspan="5">健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法中往診料の規定を準用して算定した額の2分の1に相当する額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>往診旅費</td> <td></td> <td>2kmまで</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>220円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">以下1km増すごとに<u>110円</u>加算。ただし、合計額で10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	種別							金額	病 室 使 用 料	1人部屋	1人1日					<u>3,300円</u>	2人部屋	1人1日					<u>2,200円</u>		2人1日					<u>1,980円</u>	4人部屋						無料								ただし、付添人がベッドを使用するときは、1日につき <u>220円</u> を加算する。	証明書料	1通		2通				<u>2,200円</u> <u>1,100円</u>								目以降	普通診断書料	"		"				<u>3,300円</u> <u>1,650円</u>	健康診断書料	"		"				<u>2,200円</u> <u>1,100円</u>	交通事故診断書料	"		"				<u>3,300円</u> <u>1,650円</u>	死亡診断書料	"		"				<u>5,500円</u> <u>2,750円</u>	死体検案書料	"		"				<u>7,700円</u> <u>3,850円</u>	自動車使用料		健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法中往診料の規定を準用して算定した額の2分の1に相当する額							往診旅費		2kmまで					<u>220円</u>								以下1km増すごとに <u>110円</u> 加算。ただし、合計額で10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
種別							金額																																																																																																																																																																																																																																																						
病 室 使 用 料	1人部屋	1人1日					<u>3,150円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
	2人部屋	1人1日					<u>2,100円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
	4人部屋	2人1日					<u>1,890円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
							無料																																																																																																																																																																																																																																																						
							ただし、付添人がベッドを使用するときは、1日につき <u>210円</u> を加算する。																																																																																																																																																																																																																																																						
証明書料	1通		2通				<u>2,100円</u> <u>1,050円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
							目以降																																																																																																																																																																																																																																																						
普通診断書料	"		"				<u>3,150円</u> <u>1,570円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
健康診断書料	"		"				<u>2,100円</u> <u>1,050円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
交通事故診断書料	"		"				<u>3,150円</u> <u>1,570円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
死亡診断書料	"		"				<u>5,250円</u> <u>2,620円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
死体検案書料	"		"				<u>7,350円</u> <u>3,670円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
自動車使用料		健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法中往診料の規定を準用して算定した額の2分の1に相当する額																																																																																																																																																																																																																																																											
往診旅費		2kmまで					<u>210円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
							以下1km増すごとに <u>105円</u> 加算。ただし、合計額で10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。																																																																																																																																																																																																																																																						
種別							金額																																																																																																																																																																																																																																																						
病 室 使 用 料	1人部屋	1人1日					<u>3,300円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
	2人部屋	1人1日					<u>2,200円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
		2人1日					<u>1,980円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
	4人部屋						無料																																																																																																																																																																																																																																																						
							ただし、付添人がベッドを使用するときは、1日につき <u>220円</u> を加算する。																																																																																																																																																																																																																																																						
証明書料	1通		2通				<u>2,200円</u> <u>1,100円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
							目以降																																																																																																																																																																																																																																																						
普通診断書料	"		"				<u>3,300円</u> <u>1,650円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
健康診断書料	"		"				<u>2,200円</u> <u>1,100円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
交通事故診断書料	"		"				<u>3,300円</u> <u>1,650円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
死亡診断書料	"		"				<u>5,500円</u> <u>2,750円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
死体検案書料	"		"				<u>7,700円</u> <u>3,850円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
自動車使用料		健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法中往診料の規定を準用して算定した額の2分の1に相当する額																																																																																																																																																																																																																																																											
往診旅費		2kmまで					<u>220円</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
							以下1km増すごとに <u>110円</u> 加算。ただし、合計額で10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。																																																																																																																																																																																																																																																						

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第6条による改正（淡路市津名産地直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案				
<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="221 555 761 651"> <tr> <td data-bbox="221 555 359 651">月額</td> <td data-bbox="360 555 761 651">利用する店舗面積に1㎡当たり <u>2,570円</u> を乗じた金額</td> </tr> </table> <p>備考 1・2（略）</p>	月額	利用する店舗面積に1㎡当たり <u>2,570円</u> を乗じた金額	<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="829 555 1374 651"> <tr> <td data-bbox="829 555 967 651">月額</td> <td data-bbox="968 555 1374 651">利用する店舗面積に1㎡当たり <u>2,610円</u> を乗じた金額</td> </tr> </table> <p>備考 1・2（略）</p>	月額	利用する店舗面積に1㎡当たり <u>2,610円</u> を乗じた金額
月額	利用する店舗面積に1㎡当たり <u>2,570円</u> を乗じた金額				
月額	利用する店舗面積に1㎡当たり <u>2,610円</u> を乗じた金額				

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新
 旧対照表
 第7条による改正（淡路市岩屋温泉管理条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
別表第1（第19条関係）					別表第1（第19条関係）				
用途別	基本使用料 （1か月につき）		超過使用料 （1m ³ につき）		用途別	基本使用料 （1か月につき）		超過使用料 （1m ³ につき）	
営業用A（40mm）	60m ³ 以下 <u>12,528円</u>		<u>118円80銭</u>		営業用A（40mm）	60m ³ 以下 <u>12,760円</u>		<u>121円</u>	
営業用B（25mm）	35m ³ 以下 <u>7,776円</u>		<u>118円80銭</u>		営業用B（25mm）	35m ³ 以下 <u>7,920円</u>		<u>121円</u>	
営業用C（20mm）	27m ³ 以下 <u>6,264円</u>		<u>118円80銭</u>		営業用C（20mm）	27m ³ 以下 <u>6,380円</u>		<u>121円</u>	
営業用D（20mm）	15m ³ 以下 <u>3,564円</u>		<u>118円80銭</u>		営業用D（20mm）	15m ³ 以下 <u>3,630円</u>		<u>121円</u>	
団体用	20m ³ 以下 <u>4,320円</u>		<u>118円80銭</u>		団体用	20m ³ 以下 <u>4,400円</u>		<u>121円</u>	
浴場用	20m ³ 以下 <u>4,320円</u>		<u>118円80銭</u>		浴場用	20m ³ 以下 <u>4,400円</u>		<u>121円</u>	
自家用	5m ³ 以下 <u>896円40銭</u>		<u>118円80銭</u>		自家用	5m ³ 以下 <u>913円</u>		<u>121円</u>	
その他（別荘等）	15m ³ 以下 <u>3,564円</u>		<u>118円80銭</u>		その他（別荘等）	15m ³ 以下 <u>3,630円</u>		<u>121円</u>	
別表第2（第19条関係）					別表第2（第19条関係）				
口径区分	13mm	20mm	25mm	40mm	口径区分	13mm	20mm	25mm	40mm
メーター 使用料 （1か月 につき）	<u>64円80銭</u>	<u>97円20銭</u>	<u>129円60銭</u>	<u>356円40銭</u>	メーター 使用料 （1か月 につき）	<u>66円</u>	<u>99円</u>	<u>132円</u>	<u>363円</u>

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第8条による改正（淡路市一宮温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																																																																
別表（第11条関係） 1 パルシェ香りの湯温泉棟 （単位：円）	別表（第11条関係） 1 パルシェ香りの湯温泉棟 （単位：円）																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金（1人1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人（12歳以上）</td> <td style="text-align: right;">700</td> </tr> <tr> <td>小人（3歳以上12歳未満）</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td>乳児及び幼児（3歳未満）</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: right;">600</td> </tr> <tr> <td>身体障害者等</td> <td style="text-align: right;">600</td> </tr> <tr> <td>大人回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;">7,000</td> </tr> <tr> <td>小人回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;">4,000</td> </tr> <tr> <td>高齢者回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> </tr> <tr> <td>身体障害者等回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年間利用券</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td style="text-align: right;">60,000</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td>身体障害者等</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">半年利用券</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td style="text-align: right;">33,000</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td style="text-align: right;">22,000</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td style="text-align: right;">27,000</td> </tr> <tr> <td>身体障害者等</td> <td style="text-align: right;">27,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金（1人1回につき）	大人（12歳以上）	700	小人（3歳以上12歳未満）	400	乳児及び幼児（3歳未満）	無料	高齢者（65歳以上）	600	身体障害者等	600	大人回数券（11枚つづり）	7,000	小人回数券（11枚つづり）	4,000	高齢者回数券（11枚つづり）	6,000	身体障害者等回数券（11枚つづり）	6,000	年間利用券		大人	60,000	小人	40,000	高齢者	50,000	身体障害者等	50,000	半年利用券		大人	33,000	小人	22,000	高齢者	27,000	身体障害者等	27,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金（1人1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人（12歳以上）</td> <td style="text-align: right;">730</td> </tr> <tr> <td>小人（3歳以上12歳未満）</td> <td style="text-align: right;">410</td> </tr> <tr> <td>乳児及び幼児（3歳未満）</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: right;">620</td> </tr> <tr> <td>身体障害者等</td> <td style="text-align: right;">620</td> </tr> <tr> <td>大人回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;">7,330</td> </tr> <tr> <td>小人回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;">4,190</td> </tr> <tr> <td>高齢者回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;">6,280</td> </tr> <tr> <td>身体障害者等回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;">6,280</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年間利用券</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td style="text-align: right;">62,850</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td style="text-align: right;">41,900</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td style="text-align: right;">52,380</td> </tr> <tr> <td>身体障害者等</td> <td style="text-align: right;">52,380</td> </tr> <tr> <td colspan="2">半年利用券</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td style="text-align: right;">34,570</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td style="text-align: right;">23,040</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td style="text-align: right;">28,280</td> </tr> <tr> <td>身体障害者等</td> <td style="text-align: right;">28,280</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金（1人1回につき）	大人（12歳以上）	730	小人（3歳以上12歳未満）	410	乳児及び幼児（3歳未満）	無料	高齢者（65歳以上）	620	身体障害者等	620	大人回数券（11枚つづり）	7,330	小人回数券（11枚つづり）	4,190	高齢者回数券（11枚つづり）	6,280	身体障害者等回数券（11枚つづり）	6,280	年間利用券		大人	62,850	小人	41,900	高齢者	52,380	身体障害者等	52,380	半年利用券		大人	34,570	小人	23,040	高齢者	28,280	身体障害者等	28,280
区分	利用料金（1人1回につき）																																																																																
大人（12歳以上）	700																																																																																
小人（3歳以上12歳未満）	400																																																																																
乳児及び幼児（3歳未満）	無料																																																																																
高齢者（65歳以上）	600																																																																																
身体障害者等	600																																																																																
大人回数券（11枚つづり）	7,000																																																																																
小人回数券（11枚つづり）	4,000																																																																																
高齢者回数券（11枚つづり）	6,000																																																																																
身体障害者等回数券（11枚つづり）	6,000																																																																																
年間利用券																																																																																	
大人	60,000																																																																																
小人	40,000																																																																																
高齢者	50,000																																																																																
身体障害者等	50,000																																																																																
半年利用券																																																																																	
大人	33,000																																																																																
小人	22,000																																																																																
高齢者	27,000																																																																																
身体障害者等	27,000																																																																																
区分	利用料金（1人1回につき）																																																																																
大人（12歳以上）	730																																																																																
小人（3歳以上12歳未満）	410																																																																																
乳児及び幼児（3歳未満）	無料																																																																																
高齢者（65歳以上）	620																																																																																
身体障害者等	620																																																																																
大人回数券（11枚つづり）	7,330																																																																																
小人回数券（11枚つづり）	4,190																																																																																
高齢者回数券（11枚つづり）	6,280																																																																																
身体障害者等回数券（11枚つづり）	6,280																																																																																
年間利用券																																																																																	
大人	62,850																																																																																
小人	41,900																																																																																
高齢者	52,380																																																																																
身体障害者等	52,380																																																																																
半年利用券																																																																																	
大人	34,570																																																																																
小人	23,040																																																																																
高齢者	28,280																																																																																
身体障害者等	28,280																																																																																
備考（略） 2 パルシェ香りの湯宿泊棟	備考（略） 2 パルシェ香りの湯宿泊棟																																																																																

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第8条による改正（淡路市一宮温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行				改 正 案					
区分	利用料金（1人1泊につき）			備考	区分	利用料金（1人1泊につき）			備考
	16時から翌日の10時まで					16時から翌日の10時まで			
宿泊室	<u>11,550円以内</u>			宿泊室の会議等による利用料金は3時間以内 <u>2,420円/回</u> とする。	宿泊室	<u>12,100円以内</u>			宿泊室の会議等による利用料金は3時間以内 <u>2,530円/回</u> とする。
3 淡路島いちのみや温泉スタンド				3 淡路島いちのみや温泉スタンド					
(略)				(略)					
4 パルシェ香りの湯温泉棟・宿泊棟 (単位：円)				4 パルシェ香りの湯温泉棟・宿泊棟 (単位：円)					
区分	利用料金			冷暖房設備利用料金 (1時間)	区分	利用料金			冷暖房設備利用料金 (1時間)
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで			9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	
多目的ホール	<u>4,850</u>	<u>4,850</u>	<u>6,060</u>	100	多目的ホール	<u>5,080</u>	<u>5,080</u>	<u>6,340</u>	100
小会議室	<u>1,210</u>	<u>1,210</u>	<u>1,510</u>	100	小会議室	<u>1,260</u>	<u>1,260</u>	<u>1,580</u>	100
研修室（A 16帖）	<u>2,420</u>	<u>2,420</u>	<u>3,025</u>	100	研修室（A 16帖）	<u>2,530</u>	<u>2,530</u>	<u>3,160</u>	100
研修室（B 20帖）	<u>2,420</u>	<u>2,420</u>	<u>3,025</u>	100	研修室（B 20帖）	<u>2,530</u>	<u>2,530</u>	<u>3,160</u>	100
研修室（C 20帖）	<u>2,420</u>	<u>2,420</u>	<u>3,025</u>	100	研修室（C 20帖）	<u>2,530</u>	<u>2,530</u>	<u>3,160</u>	100
備考 1～3 (略)				備考 1～3 (略)					

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第9条による改正（淡路市東浦温泉供給条例の一部改正）

現 行	改 正 案												
<p>別表（第6条、第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温泉供給装置の利 用</td> <td>10リットル 10円 につき</td> </tr> <tr> <td>市の公共施設の供 給</td> <td>1立方メートル <u>1,000円</u> につき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	温泉供給装置の利 用	10リットル 10円 につき	市の公共施設の供 給	1立方メートル <u>1,000円</u> につき	<p>別表（第6条、第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温泉供給装置の利 用</td> <td>10リットル 10円 につき</td> </tr> <tr> <td>市の公共施設の供 給</td> <td>1立方メートル <u>1,040円</u> につき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	温泉供給装置の利 用	10リットル 10円 につき	市の公共施設の供 給	1立方メートル <u>1,040円</u> につき
区分	使用料												
温泉供給装置の利 用	10リットル 10円 につき												
市の公共施設の供 給	1立方メートル <u>1,000円</u> につき												
区分	使用料												
温泉供給装置の利 用	10リットル 10円 につき												
市の公共施設の供 給	1立方メートル <u>1,040円</u> につき												

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第10条による改正（淡路市北淡自然休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案						
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）						
利用者区分		利用料金（円）			利用者区分		利用料金（円）				
		大人		小人				大人		小人	
利用区分		個人	団体	個人	団体	利用区分		個人	団体	個人	団体
和室 （1人当たり）		<u>4,200</u>	<u>3,860</u>	<u>3,360</u>	<u>3,020</u>	和室 （1人当たり）		<u>4,400</u>	<u>4,040</u>	<u>3,520</u>	<u>3,160</u>
休憩 （1人当たり）		<u>500</u>	<u>500</u>	<u>340</u>	<u>340</u>	休憩 （1人当たり）		<u>520</u>	<u>520</u>	<u>350</u>	<u>350</u>
備考					備考						
1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、上記利用料金に次の割増料金を加算する。					1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、上記利用料金に次の割増料金を加算する。						
(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に宿泊する場合 1人につき <u>500円</u>					(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に宿泊する場合 1人につき <u>520円</u>						
(2) 12月30日及び12月31日並びに1月1日から1月3日までに宿泊する場合 1人につき <u>1,000円</u>					(2) 12月30日及び12月31日並びに1月1日から1月3日までに宿泊する場合 1人につき <u>1,040円</u>						
2～6（略）					2～6（略）						

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第11条による改正(淡路市北淡運動広場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案									
<p>(使用料)</p> <p>第7条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>次の使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>1時間840円(1面当たり)</u></p> <p>(2) <u>夜間の利用については、1,260円(1面当たり)とする。</u></p> <p>(3) <u>テニス用具の貸出しについては、ラケット1回210円(1本当たり)、シューズ1回100円(1足当たり)とする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、<u>第7条に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>別表に定める額(消費税相当分を含む。)</u>を使用料として前納しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>別表(第7条、第16条関係)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市民</td> <td style="text-align: center;"><u>1時間につき</u> <u>1コート</u></td> <td style="text-align: center;"><u>880円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民外</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;"><u>1,760円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>使用料算定の基礎となる利用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</u></p> <p>2 <u>「市民外」とは、市内に住所を有し</u></p>	区分	単位	使用料	市民	<u>1時間につき</u> <u>1コート</u>	<u>880円</u>	市民外	〃	<u>1,760円</u>
区分	単位	使用料								
市民	<u>1時間につき</u> <u>1コート</u>	<u>880円</u>								
市民外	〃	<u>1,760円</u>								

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第11条による改正(淡路市北淡運動広場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
	<p><u>ない者、市内の学校に在学していない者又は市内の事業所に勤務しない者をいい、これらの者が半数以上を占める利用の場合の使用料は、市民外の使用料の欄に定める額とする。</u></p>

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第12条による改正(淡路市北淡体験農業実習館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

現 行		改 正 案																																																									
別表(第5条関係) 1 宿泊休憩		別表(第5条関係) 1 宿泊休憩																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">利用者区分</th> <th colspan="4">利用料金(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">大人</th> <th colspan="2">小人</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室 (1人当たり)</td> <td><u>4,200</u></td> <td><u>3,860</u></td> <td><u>3,360</u></td> <td><u>3,020</u></td> </tr> <tr> <td>休憩 (1人当たり)</td> <td><u>500</u></td> <td><u>500</u></td> <td><u>340</u></td> <td><u>340</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用者区分	利用料金(円)				大人		小人		個人	団体	個人	団体	利用区分					和室 (1人当たり)	<u>4,200</u>	<u>3,860</u>	<u>3,360</u>	<u>3,020</u>	休憩 (1人当たり)	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>340</u>	<u>340</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">利用者区分</th> <th colspan="4">利用料金(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">大人</th> <th colspan="2">小人</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室 (1人当たり)</td> <td><u>4,400</u></td> <td><u>4,040</u></td> <td><u>3,520</u></td> <td><u>3,160</u></td> </tr> <tr> <td>休憩 (1人当たり)</td> <td><u>520</u></td> <td><u>520</u></td> <td><u>350</u></td> <td><u>350</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用者区分	利用料金(円)				大人		小人		個人	団体	個人	団体	利用区分					和室 (1人当たり)	<u>4,400</u>	<u>4,040</u>	<u>3,520</u>	<u>3,160</u>	休憩 (1人当たり)	<u>520</u>	<u>520</u>	<u>350</u>	<u>350</u>
利用者区分	利用料金(円)																																																										
	大人		小人																																																								
	個人	団体	個人	団体																																																							
利用区分																																																											
和室 (1人当たり)	<u>4,200</u>	<u>3,860</u>	<u>3,360</u>	<u>3,020</u>																																																							
休憩 (1人当たり)	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>340</u>	<u>340</u>																																																							
利用者区分	利用料金(円)																																																										
	大人		小人																																																								
	個人	団体	個人	団体																																																							
利用区分																																																											
和室 (1人当たり)	<u>4,400</u>	<u>4,040</u>	<u>3,520</u>	<u>3,160</u>																																																							
休憩 (1人当たり)	<u>520</u>	<u>520</u>	<u>350</u>	<u>350</u>																																																							
備考		備考																																																									
<p>1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、上記利用料金に次の割増料金を加算する。</p> <p>(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に宿泊する場合 1人につき<u>500円</u></p> <p>(2) 12月30日及び12月31日並びに1月1日から1月3日までに宿泊する場合 1人につき<u>1,000円</u></p> <p>2～6 (略)</p>		<p>1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、上記利用料金に次の割増料金を加算する。</p> <p>(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に宿泊する場合 1人につき<u>520円</u></p> <p>(2) 12月30日及び12月31日並びに1月1日から1月3日までに宿泊する場合 1人につき<u>1,040円</u></p> <p>2～6 (略)</p>																																																									
2 会議室		2 会議室																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> <th>冷暖房設備 利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間</td> <td>円 <u>1,100</u></td> <td>円 100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	利用料金	冷暖房設備 利用料金	会議室	1時間	円 <u>1,100</u>	円 100	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> <th>冷暖房設備 利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間</td> <td>円 <u>1,150</u></td> <td>円 100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	利用料金	冷暖房設備 利用料金	会議室	1時間	円 <u>1,150</u>	円 100																																								
区分	単位	利用料金	冷暖房設備 利用料金																																																								
会議室	1時間	円 <u>1,100</u>	円 100																																																								
区分	単位	利用料金	冷暖房設備 利用料金																																																								
会議室	1時間	円 <u>1,150</u>	円 100																																																								
備考 (略)		備考 (略)																																																									

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第13条による改正(淡路市地域総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

現 行				改 正 案					
別表(第7条、第12条関係)				別表(第7条、第12条関係)					
区分	使用料(単位 円)			冷暖房設備使用料 (1時間)	区分	使用料(単位 円)			冷暖房設備使用料 (1時間)
	8時30分から13時まで	13時から17時30分まで	17時30分から22時まで			8時30分から13時まで	13時から17時30分まで	17時30分から22時まで	
多目的ホール	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	<u>3,300</u>	200	多目的ホール	<u>2,300</u>	<u>2,300</u>	<u>3,450</u>	200
教養娯楽室	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,650</u>	200	教養娯楽室	<u>1,150</u>	<u>1,150</u>	<u>1,720</u>	200
玄関ホール	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,650</u>	200	玄関ホール	<u>1,150</u>	<u>1,150</u>	<u>1,720</u>	200
情報交換室	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,650</u>	100	情報交換室	<u>1,150</u>	<u>1,150</u>	<u>1,720</u>	100
会議室	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,650</u>	100	会議室	<u>1,150</u>	<u>1,150</u>	<u>1,720</u>	100
備考 1～3 (略)				備考 1～3 (略)					

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第14条による改正（淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																																																																
別表（第8条、第15条関係） 淡路市東浦健康増進施設使用料	別表（第8条、第15条関係） 淡路市東浦健康増進施設使用料																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人（12歳以上）</td> <td style="text-align: right;"><u>700円</u></td> </tr> <tr> <td>小人（3歳以上12歳未満）</td> <td style="text-align: right;"><u>400円</u></td> </tr> <tr> <td>乳児及び幼児（3歳未満）</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: right;"><u>600円</u></td> </tr> <tr> <td>身体障害者等</td> <td style="text-align: right;"><u>600円</u></td> </tr> <tr> <td>大人回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;"><u>7,000円</u></td> </tr> <tr> <td>小人回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;"><u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>高齢者回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;"><u>6,000円</u></td> </tr> <tr> <td>身体障害者等回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;"><u>6,000円</u></td> </tr> <tr> <td>年間利用券</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">大人</td> <td style="text-align: right;"><u>60,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小人</td> <td style="text-align: right;"><u>40,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高齢者</td> <td style="text-align: right;"><u>50,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">身体障害者等</td> <td style="text-align: right;"><u>50,000円</u></td> </tr> <tr> <td>半年利用券</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">大人</td> <td style="text-align: right;"><u>33,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小人</td> <td style="text-align: right;"><u>22,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高齢者</td> <td style="text-align: right;"><u>27,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">身体障害者等</td> <td style="text-align: right;"><u>27,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	大人（12歳以上）	<u>700円</u>	小人（3歳以上12歳未満）	<u>400円</u>	乳児及び幼児（3歳未満）	無料	高齢者（65歳以上）	<u>600円</u>	身体障害者等	<u>600円</u>	大人回数券（11枚つづり）	<u>7,000円</u>	小人回数券（11枚つづり）	<u>4,000円</u>	高齢者回数券（11枚つづり）	<u>6,000円</u>	身体障害者等回数券（11枚つづり）	<u>6,000円</u>	年間利用券		大人	<u>60,000円</u>	小人	<u>40,000円</u>	高齢者	<u>50,000円</u>	身体障害者等	<u>50,000円</u>	半年利用券		大人	<u>33,000円</u>	小人	<u>22,000円</u>	高齢者	<u>27,000円</u>	身体障害者等	<u>27,000円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人（12歳以上）</td> <td style="text-align: right;"><u>730円</u></td> </tr> <tr> <td>小人（3歳以上12歳未満）</td> <td style="text-align: right;"><u>410円</u></td> </tr> <tr> <td>乳児及び幼児（3歳未満）</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: right;"><u>620円</u></td> </tr> <tr> <td>身体障害者等</td> <td style="text-align: right;"><u>620円</u></td> </tr> <tr> <td>大人回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;"><u>7,330円</u></td> </tr> <tr> <td>小人回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;"><u>4,190円</u></td> </tr> <tr> <td>高齢者回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;"><u>6,280円</u></td> </tr> <tr> <td>身体障害者等回数券（11枚つづり）</td> <td style="text-align: right;"><u>6,280円</u></td> </tr> <tr> <td>年間利用券</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">大人</td> <td style="text-align: right;"><u>62,850円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小人</td> <td style="text-align: right;"><u>41,900円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高齢者</td> <td style="text-align: right;"><u>52,380円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">身体障害者等</td> <td style="text-align: right;"><u>52,380円</u></td> </tr> <tr> <td>半年利用券</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">大人</td> <td style="text-align: right;"><u>34,570円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小人</td> <td style="text-align: right;"><u>23,040円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高齢者</td> <td style="text-align: right;"><u>28,280円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">身体障害者等</td> <td style="text-align: right;"><u>28,280円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	大人（12歳以上）	<u>730円</u>	小人（3歳以上12歳未満）	<u>410円</u>	乳児及び幼児（3歳未満）	無料	高齢者（65歳以上）	<u>620円</u>	身体障害者等	<u>620円</u>	大人回数券（11枚つづり）	<u>7,330円</u>	小人回数券（11枚つづり）	<u>4,190円</u>	高齢者回数券（11枚つづり）	<u>6,280円</u>	身体障害者等回数券（11枚つづり）	<u>6,280円</u>	年間利用券		大人	<u>62,850円</u>	小人	<u>41,900円</u>	高齢者	<u>52,380円</u>	身体障害者等	<u>52,380円</u>	半年利用券		大人	<u>34,570円</u>	小人	<u>23,040円</u>	高齢者	<u>28,280円</u>	身体障害者等	<u>28,280円</u>
区分	使用料																																																																																
大人（12歳以上）	<u>700円</u>																																																																																
小人（3歳以上12歳未満）	<u>400円</u>																																																																																
乳児及び幼児（3歳未満）	無料																																																																																
高齢者（65歳以上）	<u>600円</u>																																																																																
身体障害者等	<u>600円</u>																																																																																
大人回数券（11枚つづり）	<u>7,000円</u>																																																																																
小人回数券（11枚つづり）	<u>4,000円</u>																																																																																
高齢者回数券（11枚つづり）	<u>6,000円</u>																																																																																
身体障害者等回数券（11枚つづり）	<u>6,000円</u>																																																																																
年間利用券																																																																																	
大人	<u>60,000円</u>																																																																																
小人	<u>40,000円</u>																																																																																
高齢者	<u>50,000円</u>																																																																																
身体障害者等	<u>50,000円</u>																																																																																
半年利用券																																																																																	
大人	<u>33,000円</u>																																																																																
小人	<u>22,000円</u>																																																																																
高齢者	<u>27,000円</u>																																																																																
身体障害者等	<u>27,000円</u>																																																																																
区分	使用料																																																																																
大人（12歳以上）	<u>730円</u>																																																																																
小人（3歳以上12歳未満）	<u>410円</u>																																																																																
乳児及び幼児（3歳未満）	無料																																																																																
高齢者（65歳以上）	<u>620円</u>																																																																																
身体障害者等	<u>620円</u>																																																																																
大人回数券（11枚つづり）	<u>7,330円</u>																																																																																
小人回数券（11枚つづり）	<u>4,190円</u>																																																																																
高齢者回数券（11枚つづり）	<u>6,280円</u>																																																																																
身体障害者等回数券（11枚つづり）	<u>6,280円</u>																																																																																
年間利用券																																																																																	
大人	<u>62,850円</u>																																																																																
小人	<u>41,900円</u>																																																																																
高齢者	<u>52,380円</u>																																																																																
身体障害者等	<u>52,380円</u>																																																																																
半年利用券																																																																																	
大人	<u>34,570円</u>																																																																																
小人	<u>23,040円</u>																																																																																
高齢者	<u>28,280円</u>																																																																																
身体障害者等	<u>28,280円</u>																																																																																
備考（略）	備考（略）																																																																																

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第16条による改正（淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行						改 正 案					
別表（第8条、第13条関係）						別表（第8条、第13条関係）					
1 宿泊使用料（1人1泊につき）						1 宿泊使用料（1人1泊につき）					
部屋別	種別	7人以上利用	3人以上利用	2人利用	1人利用	部屋別	種別	7人以上利用	3人以上利用	2人利用	1人利用
和室		円	円	円	円	和室		円	円	円	円
8畳	大人		5,000	5,500	6,000	8畳	大人		5,230	5,760	6,280
14畳	小人		3,900	4,400	5,000	14畳	小人		4,080	4,610	5,230
和室	大人	4,200	5,000	5,500	6,000	和室	大人	4,400	5,230	5,760	6,280
18畳	小人	3,200	3,900	4,400	5,000	18畳	小人	3,350	4,080	4,610	5,230
備考						備考					
1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、上記使用料に次の割増料金を加算する。						1 宿泊利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、上記使用料に次の割増料金を加算する。					
(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に宿泊する場合 1人につき <u>500円</u>						(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に宿泊する場合 1人につき <u>520円</u>					
(2) 12月30日及び12月31日並びに1月1日から1月3日までに宿泊する場合 1人につき <u>2,000円</u>						(2) 12月30日及び12月31日並びに1月1日から1月3日までに宿泊する場合 1人につき <u>2,090円</u>					
2 宿泊のみで利用する場合は、上記使用料に割増料金1人につき <u>500円</u> を加算することができる。						2 宿泊のみで利用する場合は、上記使用料に割増料金1人につき <u>520円</u> を加算することができる。					
3～7 (略)						3～7 (略)					
2 会議室使用料						2 会議室使用料					
区分	定員	単位	使用料	冷暖房設備使用料		区分	定員	単位	使用料	冷暖房設備使用料	
			円	円					円	円	

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第16条による改正（淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
多目的ホール（全面）	150	1時間	<u>1,260</u>	500	多目的ホール（全面）	150	1時間	<u>1,320</u>	500
多目的ホール（半面）	50	人	<u>630</u>	300	多目的ホール（半面）	50	人	<u>660</u>	300
備考 1・2（略）					備考（略） 1・2（略）				

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第17条による改正（淡路市東浦農林漁家高齢者センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行				改 正 案			
別表（第6条、第14条関係）				別表（第6条、第14条関係）			
区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料	区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料
		円	円			円	円
研修室	1時間	<u>310</u>		研修室	1時間	<u>330</u>	
創作活動室	〃	<u>210</u>	100	創作活動室	〃	<u>220</u>	100
農水産物加工 作業室	〃	<u>210</u>		農水産物加工 作業室	〃	<u>220</u>	
備考 1～3（略）				備考 1～3（略）			

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第18条による改正（淡路市一宮農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行						改 正 案					
別表（第9条、第12条関係）						別表（第9条、第12条関係）					
区分	面積	単位	利用料金		冷暖房設備利用料金	区分	面積	単位	利用料金		冷暖房設備利用料金
			9時から17時まで	17時から21時まで					9時から17時まで	17時から21時まで	
多目的研修室A	85.6	m ² 1時間	円 <u>1,210</u>	円 <u>1,700</u>	円 100	多目的研修室A	85.6	m ² 1時間	円 <u>1,260</u>	円 <u>1,780</u>	円 100
多目的研修室B	85.6	〃	<u>1,210</u>	<u>1,700</u>	100	多目的研修室B	85.6	〃	<u>1,260</u>	<u>1,780</u>	100
加工実習室	120.6	〃	<u>1,820</u>	<u>2,540</u>	200	加工実習室	120.6	〃	<u>1,900</u>	<u>2,660</u>	200
調理実習室	90.9	〃	<u>1,210</u>	<u>1,700</u>	100	調理実習室	90.9	〃	<u>1,260</u>	<u>1,780</u>	100
物産館会議室	96.2	〃	<u>1,210</u>	<u>1,700</u>	100	物産館会議室	96.2	〃	<u>1,260</u>	<u>1,780</u>	100
休憩所（農林水産物直販所）	53.9	〃	<u>610</u>	<u>850</u>		休憩所（農林水産物直販所）	53.9	〃	<u>630</u>	<u>890</u>	
備考 1～4（略）						備考 1～4（略）					

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第19条による改正(淡路市農村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

現 行				改 正 案			
別表(第6条、第14条関係)				別表(第6条、第14条関係)			
区分		使用料	夜間照明設備使用料	区分		使用料	夜間照明設備使用料
多目的 広場	スポーツ 市民の 利用 に利 用す る場 合	1時間につき <u>420円</u>	(1) 全灯 の場合 1時間につ き <u>3,300円</u>	スポーツ 市民の 利用 に利 用す る場 合	スポーツ 市民の 利用 に利 用す る場 合	1時間につき <u>440円</u>	(1) 全灯 の場合 1時間につ き <u>3,450円</u>
		1時間につき <u>840円</u>	(2) 半灯 の場合			1時間につき <u>880円</u>	(2) 半灯 の場合
	スポーツ以 外に利用す る場合	1日につき <u>22,050円</u>	1時間につ き <u>1,650円</u>	スポーツ以 外に利用す る場合	1日につき <u>23,100円</u>	1時間につ き <u>1,720円</u>	
テニス コート	市民の利用	1コート 1時間につ き <u>840円</u>	1コート1 時間につ き <u>660円</u>	テニス コート	市民の利用	1コート 1時間につ き <u>880円</u>	1コート1 時間につ き <u>690円</u>
	市民以外の 者の利用	1コート 1時間につ き <u>1,680円</u>			市民以外の 者の利用	1コート 1時間につ き <u>1,760円</u>	
備考 1～5 (略)				備考 1～5 (略)			

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第20条による改正（淡路市漁港管理条例の一部改正）

現 行		改 正 案																									
別表第1（第13条関係） 使用料		別表第1（第13条関係） 使用料																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料率</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>艇長6m未満の船舶</td> <td>1隻につき1か月</td> <td><u>3,900円</u></td> </tr> <tr> <td>艇長6m以上7.5m未満の船舶</td> <td>1隻につき1か月</td> <td><u>4,100円</u></td> </tr> <tr> <td>小型船舶係留施設 艇長7.5m以上の船舶</td> <td>1隻につき1か月</td> <td><u>4,100円</u>に艇長が1m又は1mに満たない端数を増すごとに150円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料率	金額	艇長6m未満の船舶	1隻につき1か月	<u>3,900円</u>	艇長6m以上7.5m未満の船舶	1隻につき1か月	<u>4,100円</u>	小型船舶係留施設 艇長7.5m以上の船舶	1隻につき1か月	<u>4,100円</u> に艇長が1m又は1mに満たない端数を増すごとに150円を加算した額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料率</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>艇長6m未満の船舶</td> <td>1隻につき1か月</td> <td><u>4,080円</u></td> </tr> <tr> <td>艇長6m以上7.5m未満の船舶</td> <td>1隻につき1か月</td> <td><u>4,290円</u></td> </tr> <tr> <td>小型船舶係留施設 艇長7.5m以上の船舶</td> <td>1隻につき1か月</td> <td><u>4,290円</u>に艇長が1m又は1mに満たない端数を増すごとに150円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料率	金額	艇長6m未満の船舶	1隻につき1か月	<u>4,080円</u>	艇長6m以上7.5m未満の船舶	1隻につき1か月	<u>4,290円</u>	小型船舶係留施設 艇長7.5m以上の船舶	1隻につき1か月	<u>4,290円</u> に艇長が1m又は1mに満たない端数を増すごとに150円を加算した額
区分	料率	金額																									
艇長6m未満の船舶	1隻につき1か月	<u>3,900円</u>																									
艇長6m以上7.5m未満の船舶	1隻につき1か月	<u>4,100円</u>																									
小型船舶係留施設 艇長7.5m以上の船舶	1隻につき1か月	<u>4,100円</u> に艇長が1m又は1mに満たない端数を増すごとに150円を加算した額																									
区分	料率	金額																									
艇長6m未満の船舶	1隻につき1か月	<u>4,080円</u>																									
艇長6m以上7.5m未満の船舶	1隻につき1か月	<u>4,290円</u>																									
小型船舶係留施設 艇長7.5m以上の船舶	1隻につき1か月	<u>4,290円</u> に艇長が1m又は1mに満たない端数を増すごとに150円を加算した額																									
備考（略）		備考（略）																									

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第21条による改正（淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																																								
<p>別表第1（第8条、第16条関係）</p> <p>1 建物</p> <p>(1) 専用利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1か月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>1㎡当たり <u>4,110円</u></td> </tr> <tr> <td>売店</td> <td>1㎡当たり <u>4,110円</u></td> </tr> <tr> <td>自動販売機</td> <td>1㎡当たり <u>3,080円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共用利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1か月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待合ロビ</td> <td>1㎡当たり <u>3,080円</u></td> </tr> <tr> <td>洗面所 便所</td> <td>1㎡当たり <u>3,080円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 会議室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1か月につき)</th> <th>冷暖房設備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間に <u>510円</u> つき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 駐車場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（自動車1台につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時利用</td> <td>2時間以内 無料</td> </tr> <tr> <td>通常利用</td> <td>300円（24時間以内） （1回の利用が24時間を超える場合は、24時間ごとに300円加算する。）</td> </tr> <tr> <td>定期利用</td> <td>1か月につき <u>3,080円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1か月につき）	事務所	1㎡当たり <u>4,110円</u>	売店	1㎡当たり <u>4,110円</u>	自動販売機	1㎡当たり <u>3,080円</u>	区分	使用料（1か月につき）	待合ロビ	1㎡当たり <u>3,080円</u>	洗面所 便所	1㎡当たり <u>3,080円</u>	区分	使用料(1か月につき)	冷暖房設備使用料	会議室	1時間に <u>510円</u> つき	100円	区分	使用料（自動車1台につき）	一時利用	2時間以内 無料	通常利用	300円（24時間以内） （1回の利用が24時間を超える場合は、24時間ごとに300円加算する。）	定期利用	1か月につき <u>3,080円</u>	<p>別表第1（第8条、第16条関係）</p> <p>1 建物</p> <p>(1) 専用利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1か月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>1㎡当たり <u>4,190円</u></td> </tr> <tr> <td>売店</td> <td>1㎡当たり <u>4,190円</u></td> </tr> <tr> <td>自動販売機</td> <td>1㎡当たり <u>3,140円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共用利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1か月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待合ロビ</td> <td>1㎡当たり <u>3,140円</u></td> </tr> <tr> <td>洗面所 便所</td> <td>1㎡当たり <u>3,140円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 会議室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1か月につき)</th> <th>冷暖房設備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間に <u>520円</u> つき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 駐車場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（自動車1台につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時利用</td> <td>2時間以内 無料</td> </tr> <tr> <td>通常利用</td> <td>300円（24時間以内） （1回の利用が24時間を超える場合は、24時間ごとに300円加算する。）</td> </tr> <tr> <td>定期利用</td> <td>1か月につき <u>3,140円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1か月につき）	事務所	1㎡当たり <u>4,190円</u>	売店	1㎡当たり <u>4,190円</u>	自動販売機	1㎡当たり <u>3,140円</u>	区分	使用料（1か月につき）	待合ロビ	1㎡当たり <u>3,140円</u>	洗面所 便所	1㎡当たり <u>3,140円</u>	区分	使用料(1か月につき)	冷暖房設備使用料	会議室	1時間に <u>520円</u> つき	100円	区分	使用料（自動車1台につき）	一時利用	2時間以内 無料	通常利用	300円（24時間以内） （1回の利用が24時間を超える場合は、24時間ごとに300円加算する。）	定期利用	1か月につき <u>3,140円</u>
区分	使用料（1か月につき）																																																								
事務所	1㎡当たり <u>4,110円</u>																																																								
売店	1㎡当たり <u>4,110円</u>																																																								
自動販売機	1㎡当たり <u>3,080円</u>																																																								
区分	使用料（1か月につき）																																																								
待合ロビ	1㎡当たり <u>3,080円</u>																																																								
洗面所 便所	1㎡当たり <u>3,080円</u>																																																								
区分	使用料(1か月につき)	冷暖房設備使用料																																																							
会議室	1時間に <u>510円</u> つき	100円																																																							
区分	使用料（自動車1台につき）																																																								
一時利用	2時間以内 無料																																																								
通常利用	300円（24時間以内） （1回の利用が24時間を超える場合は、24時間ごとに300円加算する。）																																																								
定期利用	1か月につき <u>3,080円</u>																																																								
区分	使用料（1か月につき）																																																								
事務所	1㎡当たり <u>4,190円</u>																																																								
売店	1㎡当たり <u>4,190円</u>																																																								
自動販売機	1㎡当たり <u>3,140円</u>																																																								
区分	使用料（1か月につき）																																																								
待合ロビ	1㎡当たり <u>3,140円</u>																																																								
洗面所 便所	1㎡当たり <u>3,140円</u>																																																								
区分	使用料(1か月につき)	冷暖房設備使用料																																																							
会議室	1時間に <u>520円</u> つき	100円																																																							
区分	使用料（自動車1台につき）																																																								
一時利用	2時間以内 無料																																																								
通常利用	300円（24時間以内） （1回の利用が24時間を超える場合は、24時間ごとに300円加算する。）																																																								
定期利用	1か月につき <u>3,140円</u>																																																								

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第21条による改正（淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																								
<p>3 駐輪場</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動二輪車、自転車 (原動機付自転車を 含む。)</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～7 (略)</p> <p>別表第2(第12条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>1台につき <u>1,020円</u></td> </tr> <tr> <td>自動二輪車・原 動機付自転車</td> <td>1台につき <u>1,540円</u></td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>実費を勘案して別に定め る額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	自動二輪車、自転車 (原動機付自転車を 含む。)	無料	区分	費用	自転車	1台につき <u>1,020円</u>	自動二輪車・原 動機付自転車	1台につき <u>1,540円</u>	自動車	実費を勘案して別に定め る額	<p>3 駐輪場</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動二輪車、自転車 (原動機付自転車を 含む。)</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～7 (略)</p> <p>別表第2(第12条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>1台につき <u>1,040円</u></td> </tr> <tr> <td>自動二輪車・原 動機付自転車</td> <td>1台につき <u>1,570円</u></td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>実費を勘案して別に定め る額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	自動二輪車、自転車 (原動機付自転車を 含む。)	無料	区分	費用	自転車	1台につき <u>1,040円</u>	自動二輪車・原 動機付自転車	1台につき <u>1,570円</u>	自動車	実費を勘案して別に定め る額
区分	使用料																								
自動二輪車、自転車 (原動機付自転車を 含む。)	無料																								
区分	費用																								
自転車	1台につき <u>1,020円</u>																								
自動二輪車・原 動機付自転車	1台につき <u>1,540円</u>																								
自動車	実費を勘案して別に定め る額																								
区分	使用料																								
自動二輪車、自転車 (原動機付自転車を 含む。)	無料																								
区分	費用																								
自転車	1台につき <u>1,040円</u>																								
自動二輪車・原 動機付自転車	1台につき <u>1,570円</u>																								
自動車	実費を勘案して別に定め る額																								

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第22条による改正（淡路市東浦バスターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
別表（第8条、第14条関係）		別表（第8条、第14条関係）	
建 物 使 用 料	自 動 販 売 機 そ の 他 こ れ に 類 す る も の	専用部分の面積が0.4㎡未満のもの	1個につき1年 <u>4,020円</u>
		専用部分の面積が0.4㎡以上0.7㎡未満のもの	1個につき1年 <u>7,020円</u>
		専用部分の面積が0.7㎡以上1㎡未満のもの	1個につき1年 <u>10,320円</u>
		専用部分の面積が1㎡以上2㎡未満のもの	1個につき1年 <u>13,380円</u>
		公衆電話機	1個につき1年 <u>3,720円</u>
	その他のもの	1年につき、次に定める額の合計額 (1) 専用部分の財産台帳価格に100分の6.3を乗じて得た額とその部分の土地の使用料(借地の	
建 物 使 用 料	自 動 販 売 機 そ の 他 こ れ に 類 す る も の	専用部分の面積が0.4㎡未満のもの	1個につき1年 <u>4,210円</u>
		専用部分の面積が0.4㎡以上0.7㎡未満のもの	1個につき1年 <u>7,350円</u>
		専用部分の面積が0.7㎡以上1㎡未満のもの	1個につき1年 <u>10,810円</u>
		専用部分の面積が1㎡以上2㎡未満のもの	1個につき1年 <u>14,010円</u>
		公衆電話機	1個につき1年 <u>3,890円</u>
	その他のもの	1年につき、次に定める額の合計額 (1) 専用部分の財産台帳価格に100分の6.3を乗じて得た額とその部分の土地の使用料(借地の	

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第22条による改正（淡路市東浦バスターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
	<p>場合は、市が負担する借地料)に相当する額との合計額</p> <p>(2) 廊下、階段、便所等が共用の場合には、専用部分の財産台帳価格に100分の6.3を乗じて得た額の100分の15に相当する額</p>		<p>場合は、市が負担する借地料)に相当する額との合計額</p> <p>(2) 廊下、階段、便所等が共用の場合には、専用部分の財産台帳価格に100分の6.3を乗じて得た額の100分の15に相当する額</p>
一時使用	<p>1 m²につき 1 日</p> <p>30円</p>	一時使用	<p>1 m²につき 1 日</p> <p>30円</p>
注 1・2 (略)		注 1・2 (略)	

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第23条による改正（淡路市松帆アンカレイジパークの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
別表（第7条、第14条関係）					別表（第7条、第14条関係）				
区分		単位	使用料	冷暖房 設備使 用料	区分		単位	使用料	冷暖房 設備使 用料
総合 交流 促進 施設	会議室（1 室）	1時間	円 <u>420</u>	円 100	総合 交流 促進 施設	会議室（1 室）	1時間	円 <u>440</u>	円 100
	和室	1時間	<u>210</u>	100		和室	1時間	<u>220</u>	100
	屋内交流ス ペース	1時間	<u>1,890</u>	200		屋内交流ス ペース	1時間	<u>1,980</u>	200
屋外 公園 施設	展示会等に 利用の場合	1㎡に つき1 日	<u>15</u>		屋外 公園 施設	展示会等に 利用の場合	1㎡に つき1 日	<u>16</u>	
	興業等に利 用の場合	1㎡に つき1 日	<u>84</u>			興業等に利 用の場合	1㎡に つき1 日	<u>88</u>	
備考 1～6（略）					備考 1～6（略）				

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第24条による改正（淡路市休日応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
種別	手数料の金額	種別	手数料の金額
普通診断書	1通に <u>3,150円</u> 2通目 <u>1,570円</u> つき 以降	普通診断書	1通に <u>3,300円</u> 2通目 <u>1,650円</u> つき 以降
交通事故診断書	1通に <u>3,150円</u> 2通目 <u>1,570円</u> つき 以降	交通事故診断書	1通に <u>3,300円</u> 2通目 <u>1,650円</u> つき 以降
死亡診断書	1通に <u>5,250円</u> 2通目 <u>2,620円</u> つき 以降	死亡診断書	1通に <u>5,500円</u> 2通目 <u>2,750円</u> つき 以降
死体検案書	1通に <u>7,350円</u> 2通目 <u>3,670円</u> つき 以降	死体検案書	1通に <u>7,700円</u> 2通目 <u>3,850円</u> つき 以降
証明書	1通に <u>2,100円</u> 2通目 <u>1,050円</u> つき 以降	証明書	1通に <u>2,200円</u> 2通目 <u>1,100円</u> つき 以降

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第25条による改正（淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案																																					
別表（第7条、第8条関係） （1）ポートビル		別表（第7条、第8条関係） （1）ポートビル																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 （1か月につき）</th> <th>敷金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1階</td> <td>事務所 1㎡ 当た 3,150円 り</td> <td>1㎡ 当た 9,450円 り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売店 1㎡ 当た 2,100円 り</td> <td>1㎡ 当た 6,300円 り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉庫 1㎡ 当た 1,155円 り</td> <td>1㎡ 当た 3,465円 り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2・店舗・ 3階事務所</td> <td>1㎡ 当た 1,050円 り</td> <td>1㎡ 当た 3,150円 り</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料 （1か月につき）	敷金	備考	1階	事務所 1㎡ 当た 3,150円 り	1㎡ 当た 9,450円 り		売店 1㎡ 当た 2,100円 り	1㎡ 当た 6,300円 り		倉庫 1㎡ 当た 1,155円 り	1㎡ 当た 3,465円 り		2・店舗・ 3階事務所	1㎡ 当た 1,050円 り	1㎡ 当た 3,150円 り		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 （1か月につき）</th> <th>敷金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1階</td> <td>事務所 1㎡ 当た 3,300円 り</td> <td>1㎡ 当た 9,900円 り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売店 1㎡ 当た 2,200円 り</td> <td>1㎡ 当た 6,600円 り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉庫 1㎡ 当た 1,210円 り</td> <td>1㎡ 当た 3,630円 り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2・店舗・ 3階事務所</td> <td>1㎡ 当た 1,100円 り</td> <td>1㎡ 当た 3,300円 り</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料 （1か月につき）	敷金	備考	1階	事務所 1㎡ 当た 3,300円 り	1㎡ 当た 9,900円 り		売店 1㎡ 当た 2,200円 り	1㎡ 当た 6,600円 り		倉庫 1㎡ 当た 1,210円 り	1㎡ 当た 3,630円 り		2・店舗・ 3階事務所	1㎡ 当た 1,100円 り	1㎡ 当た 3,300円 り	
区分	使用料 （1か月につき）	敷金	備考																																				
1階	事務所 1㎡ 当た 3,150円 り	1㎡ 当た 9,450円 り																																					
	売店 1㎡ 当た 2,100円 り	1㎡ 当た 6,300円 り																																					
	倉庫 1㎡ 当た 1,155円 り	1㎡ 当た 3,465円 り																																					
2・店舗・ 3階事務所	1㎡ 当た 1,050円 り	1㎡ 当た 3,150円 り																																					
区分	使用料 （1か月につき）	敷金	備考																																				
1階	事務所 1㎡ 当た 3,300円 り	1㎡ 当た 9,900円 り																																					
	売店 1㎡ 当た 2,200円 り	1㎡ 当た 6,600円 り																																					
	倉庫 1㎡ 当た 1,210円 り	1㎡ 当た 3,630円 り																																					
2・店舗・ 3階事務所	1㎡ 当た 1,100円 り	1㎡ 当た 3,300円 り																																					
（2）乗船施設		（2）乗船施設																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗船施設</td> <td>1か月</td> <td>157,770円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	期間	使用料	備考	乗船施設	1か月	157,770円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗船施設</td> <td>1か月</td> <td>165,280円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	期間	使用料	備考	乗船施設	1か月	165,280円																					
区分	期間	使用料	備考																																				
乗船施設	1か月	157,770円																																					
区分	期間	使用料	備考																																				
乗船施設	1か月	165,280円																																					
（3）会議室		（3）会議室																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房設備 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1室</td> <td>1時間</td> <td>520円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料	1室	1時間	520円	100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房設備 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1室</td> <td>1時間</td> <td>550円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料	1室	1時間	550円	100円																				
区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料																																				
1室	1時間	520円	100円																																				
区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料																																				
1室	1時間	550円	100円																																				
備考 1～5（略）		備考 1～5（略）																																					

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第26条による改正（淡路市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案								
<p>別表（第9条関係）</p> <p>1 デイサービス施設の利用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料（1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デイサービス事業の利用料</td> <td>(1) 介護報酬の告示上の額 (2) 食材料費 <u>400円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 居住施設の使用料等</p> <p>(1) 居住施設の使用料</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; text-align: center; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>(2) 居住施設の入所者が負担すべき費用 共同利用に要する光熱水費として、別に定める額</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p>	区分	利用料（1回につき）	デイサービス事業の利用料	(1) 介護報酬の告示上の額 (2) 食材料費 <u>400円</u>	<p>別表（第9条関係）</p> <p>1 デイサービス施設の利用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料（1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デイサービス事業の利用料</td> <td>(1) 介護報酬の告示上の額 (2) 食材料費 <u>410円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 居住施設の使用料等</p> <p>(1) 居住施設の使用料</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; text-align: center; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>(2) 居住施設の入所者が負担すべき費用 共同利用に要する光熱水費として、別に定める額</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p>	区分	利用料（1回につき）	デイサービス事業の利用料	(1) 介護報酬の告示上の額 (2) 食材料費 <u>410円</u>
区分	利用料（1回につき）								
デイサービス事業の利用料	(1) 介護報酬の告示上の額 (2) 食材料費 <u>400円</u>								
区分	利用料（1回につき）								
デイサービス事業の利用料	(1) 介護報酬の告示上の額 (2) 食材料費 <u>410円</u>								

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第27条による改正（淡路市淡路ワールドパークONOKOROの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案																																													
別表第1（第13条関係）		別表第1（第13条関係）																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入園料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人（1人1回につき）</td> <td><u>2,000</u></td> </tr> <tr> <td>小人（1人1回につき）</td> <td><u>1,000</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	入園料（円）	大人（1人1回につき）	<u>2,000</u>	小人（1人1回につき）	<u>1,000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入園料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人（1人1回につき）</td> <td><u>2,090</u></td> </tr> <tr> <td>小人（1人1回につき）</td> <td><u>1,040</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	入園料（円）	大人（1人1回につき）	<u>2,090</u>	小人（1人1回につき）	<u>1,040</u>																																
区分	入園料（円）																																														
大人（1人1回につき）	<u>2,000</u>																																														
小人（1人1回につき）	<u>1,000</u>																																														
区分	入園料（円）																																														
大人（1人1回につき）	<u>2,090</u>																																														
小人（1人1回につき）	<u>1,040</u>																																														
備考 （略）		備考 （略）																																													
別表第2（第14条関係）		別表第2（第14条関係）																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附属 大観覧車 おののころき ONOKORO</td> <td>1人1回につき <u>500</u></td> </tr> <tr> <td>施設 を利 用す る場 合 ロマンチックド ライブ</td> <td>1人1回につき <u>500</u></td> </tr> <tr> <td>ワールドクル ズ</td> <td>1人1回につき <u>500</u></td> </tr> <tr> <td>ファンタジート レイン</td> <td>1人1回につき <u>500</u></td> </tr> <tr> <td>行商、募金、出店そ の他これらに類する 行為に利用する場合</td> <td>利用面積1平方メー トルにつき1日 100</td> </tr> <tr> <td>業として写真（広告 写真を除く。）を撮 影する場合</td> <td>1人1日につ き <u>2,400</u></td> </tr> <tr> <td>業として広告写真を 撮影する場合</td> <td>1回1日につ き <u>40,000</u></td> </tr> <tr> <td>業として映画を撮影 する場合</td> <td>1回1日につ き <u>80,000</u></td> </tr> <tr> <td>興行に利用する場合</td> <td>利用面積1平方メー トルにつき1日 100</td> </tr> <tr> <td>展示会、撮影会、集</td> <td>利用面積1平方メー</td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料金（円）	附属 大観覧車 おののころき ONOKORO	1人1回につき <u>500</u>	施設 を利 用す る場 合 ロマンチックド ライブ	1人1回につき <u>500</u>	ワールドクル ズ	1人1回につき <u>500</u>	ファンタジート レイン	1人1回につき <u>500</u>	行商、募金、出店そ の他これらに類する 行為に利用する場合	利用面積1平方メー トルにつき1日 100	業として写真（広告 写真を除く。）を撮 影する場合	1人1日につ き <u>2,400</u>	業として広告写真を 撮影する場合	1回1日につ き <u>40,000</u>	業として映画を撮影 する場合	1回1日につ き <u>80,000</u>	興行に利用する場合	利用面積1平方メー トルにつき1日 100	展示会、撮影会、集	利用面積1平方メー	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附属 大観覧車 おののころき ONOKORO</td> <td>1人1回につき <u>520</u></td> </tr> <tr> <td>施設 を利 用す る場 合 ロマンチックド ライブ</td> <td>1人1回につき <u>520</u></td> </tr> <tr> <td>ワールドクル ズ</td> <td>1人1回につき <u>520</u></td> </tr> <tr> <td>ファンタジート レイン</td> <td>1人1回につき <u>520</u></td> </tr> <tr> <td>行商、募金、出店そ の他これらに類する 行為に利用する場合</td> <td>利用面積1平方メー トルにつき1日 100</td> </tr> <tr> <td>業として写真（広告 写真を除く。）を撮 影する場合</td> <td>1人1日につ き <u>2,510</u></td> </tr> <tr> <td>業として広告写真を 撮影する場合</td> <td>1回1日につ き <u>41,900</u></td> </tr> <tr> <td>業として映画を撮影 する場合</td> <td>1回1日につ き <u>83,810</u></td> </tr> <tr> <td>興行に利用する場合</td> <td>利用面積1平方メー トルにつき1日 100</td> </tr> <tr> <td>展示会、撮影会、集</td> <td>利用面積1平方メー</td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料金（円）	附属 大観覧車 おののころき ONOKORO	1人1回につき <u>520</u>	施設 を利 用す る場 合 ロマンチックド ライブ	1人1回につき <u>520</u>	ワールドクル ズ	1人1回につき <u>520</u>	ファンタジート レイン	1人1回につき <u>520</u>	行商、募金、出店そ の他これらに類する 行為に利用する場合	利用面積1平方メー トルにつき1日 100	業として写真（広告 写真を除く。）を撮 影する場合	1人1日につ き <u>2,510</u>	業として広告写真を 撮影する場合	1回1日につ き <u>41,900</u>	業として映画を撮影 する場合	1回1日につ き <u>83,810</u>	興行に利用する場合	利用面積1平方メー トルにつき1日 100	展示会、撮影会、集	利用面積1平方メー
区分	利用料金（円）																																														
附属 大観覧車 おののころき ONOKORO	1人1回につき <u>500</u>																																														
施設 を利 用す る場 合 ロマンチックド ライブ	1人1回につき <u>500</u>																																														
ワールドクル ズ	1人1回につき <u>500</u>																																														
ファンタジート レイン	1人1回につき <u>500</u>																																														
行商、募金、出店そ の他これらに類する 行為に利用する場合	利用面積1平方メー トルにつき1日 100																																														
業として写真（広告 写真を除く。）を撮 影する場合	1人1日につ き <u>2,400</u>																																														
業として広告写真を 撮影する場合	1回1日につ き <u>40,000</u>																																														
業として映画を撮影 する場合	1回1日につ き <u>80,000</u>																																														
興行に利用する場合	利用面積1平方メー トルにつき1日 100																																														
展示会、撮影会、集	利用面積1平方メー																																														
区分	利用料金（円）																																														
附属 大観覧車 おののころき ONOKORO	1人1回につき <u>520</u>																																														
施設 を利 用す る場 合 ロマンチックド ライブ	1人1回につき <u>520</u>																																														
ワールドクル ズ	1人1回につき <u>520</u>																																														
ファンタジート レイン	1人1回につき <u>520</u>																																														
行商、募金、出店そ の他これらに類する 行為に利用する場合	利用面積1平方メー トルにつき1日 100																																														
業として写真（広告 写真を除く。）を撮 影する場合	1人1日につ き <u>2,510</u>																																														
業として広告写真を 撮影する場合	1回1日につ き <u>41,900</u>																																														
業として映画を撮影 する場合	1回1日につ き <u>83,810</u>																																														
興行に利用する場合	利用面積1平方メー トルにつき1日 100																																														
展示会、撮影会、集	利用面積1平方メー																																														

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第27条による改正（淡路市淡路ワールドパークONOKOROの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案	
会その他これらに類する催し等に利用する場合	トルにつき1日 100	会その他これらに類する催し等に利用する場合	トルにつき1日 100
備考（略）		備考（略）	

淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
 第28条による改正（淡路市室津ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行				改 正 案			
別表（ <u>第9条、第15条関係</u> ）				別表（ <u>第6条、第12条関係</u> ）			
区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料	区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料
		円	円			円	円
会議室 1	1 時間	<u>200</u>	100	会議室 1	1 時間	<u>210</u>	100
会議室 2	〃	<u>200</u>	100	会議室 2	〃	<u>210</u>	100
会議室 3	〃	<u>200</u>	100	会議室 3	〃	<u>210</u>	100
会議室 4	〃	<u>300</u>	100	会議室 4	〃	<u>310</u>	100
会議室 5	〃	<u>300</u>	100	会議室 5	〃	<u>310</u>	100
多目的室	〃	<u>500</u>	100	多目的室	〃	<u>520</u>	100
調理室	〃	<u>500</u>	100	調理室	〃	<u>520</u>	100
備考 1～5（略）				備考 1～5（略）			